

「(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画(案)」への意見と対案

—百舌鳥御陵案内施設「ごりょう館(仮称)」—

—御陵と日本人の1600年をたどる旅—



仁徳天皇百舌鳥耳原中陵:筆者撮影

い　前提

い-1. いわゆる「百舌鳥・古市古墳群」のユネスコ世界文化遺産登録活動について

現在推進されている、いわゆる「百舌鳥・古市古墳群」のユネスコ世界文化遺産登録活動においては、「古墳群」の価値を「古墳時代」という【限定された時代】における、「巨大王墓」という【限定された文化的事実】のみに認め、創建期以降の各時代においても祭祀・崇敬の対象とされ、現代においても皇室祭祀が実施されている【生きた聖地】としての文化史的・精神史的価値が完全に無視されています。このような姿勢は、国内外でユネスコ世界文化遺産に登録されている「聖地」的位置付けを持った他の資産と比較しても異様なものであると言わざるを得ません。

例えば、富士山は「標高3776メートルの日本一高い山」だから世界遺産に登録されているわけではなく、信仰の対象となってきた精神史的事実を踏まえ、富士山本宮浅間大社をはじめとするいくつかの浅間神社等を含めて「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」としてユネスコ世界文化遺産に登録されています。この例からいえば「百舌鳥・古市古墳群」においては、百舌鳥陵墓参考地を信仰の対象としてきた百舌鳥八幡宮(堺市)や、恵我藻伏岡陵(応神天皇陵)を信仰の対象としてきた誉田八幡宮(羽曳野市)が構成資産に含まれていても何らおかしくないわけですが、いわゆる「百舌鳥・古市古墳群」を「古墳時代の巨大王墓」としてしか認めない現在の世界遺産登録活動にこうした発想は皆無でしょう。

「生きた聖地」である皇室陵墓を、「全長486メートルの世界最大級の古代王墓」などとアピールする世界文化遺産登録活動の現状は、きわめて非文化的であるとともに、皇室に対し奉り不敬なものもあります。



誉田八幡宮放生橋 奥は応神天皇恵我藻伏岡陵:筆者撮影

い-2. 「(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画(案)」について

堺市策定の「(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画(案)」は、いわゆる「百舌鳥・古市古墳群」のユネスコ世界文化遺産登録活動と連動しているものであることから、いわゆる「古墳群」の価値を「古墳時代」という【限定された時代】における、「巨大王墓」という【限定された文化的事実】のみに認め、創建期以降の各時代においても祭祀・崇敬の対象とされ、現代においても皇室祭祀が実施されている【生きた聖地】としての文化史的・精神史的価値を無視する姿勢が貫かれているものと解されます。

い-3. 対案提示について

筆者は、先述したようないわゆる「百舌鳥・古市古墳群」のユネスコ世界文化遺産登録活動及びこれと姿勢を同じくする「(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画(案)」に批判的立場をとりますが、本書面においては、いわゆる「百舌鳥・古市古墳群」のユネスコ世界文化遺産登録活動についての是非は措き、「(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画(案)」への対案を提示することにより、参考の用に供するものとします。

い-4. 陵墓の名称について

いわゆる「百舌鳥・古市古墳群」は、その主要な構成資産が、国有財産のうちの行政財産の一種である皇室用財産として宮内庁が管轄する陵墓によって占められています。これら陵墓の名称については、国が定める公式の名称である「陵号」を用いるのが最も適当であり、参考として通称名を併せ用いることも可能であると考えます。

表記の例:百舌鳥耳原中陵(仁徳天皇陵)

なお、一部の学界関係者が仮説的に提唱し、現在も定着に至らない様々な「古墳」名(「大山古墳」「大仙古墳」「仁徳陵古墳」等)については表記の必要性がなく、「“仁徳天皇陵”と呼ばれている古墳」を意味するものと解される「仁徳天皇陵古墳」との呼称も不適切なものであると考えます。



履中天皇百舌鳥耳原南陵:筆者撮影

ろ 施設

ろ-1. 施設の役割について

百舌鳥耳原中陵(仁徳天皇陵)・百舌鳥耳原南陵(履中天皇陵)・百舌鳥耳原北陵(反正天皇陵)・百舌鳥陵墓参考地・東百舌鳥陵墓参考地・百舌鳥八幡宮等の崇敬者・参拝者の学習・研鑽・休憩等の用に供するとともに、陵墓への崇敬心を涵養し、陵墓参拝者の増加を図るものとすべきと考えます。

ろ-2. 立地について

旧大阪女子大学跡地の西寄り部分という施設の立地については、百舌鳥耳原中陵(仁徳天皇陵)を中心とする百舌鳥御陵参拝者の利便性という観点からは適切なものと考えますが、皇室陵墓の隣接地であることから、景観・展示・活動等については、不敬にわたることのないよう格別の注意が必要であると考えます。

ろ-3. 建築について

皇室陵墓の隣接地としての景観に留意し、和風を基調とする建築とすべきものと考えます。

ろ-4. 施設名称について

陵墓崇敬者・参拝者の用に供し、陵墓への崇敬心を涵養するという観点からは、「百舌鳥古墳群ガイダンス施設」との名称は不適切と考えます。本書面では仮に「百舌鳥御陵案内施設『ごりょう館』」との名称を提示します。



東百舌鳥陵墓参考地:筆者撮影

は 基本計画

は-1. 「御陵と日本人の1600年をたどる旅」

堺市策定の「(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画(案)」が提示する全体コンセプト「世界遺産—百舌鳥古墳群と出会う『古代日本・百舌鳥野への招待』」への対案として、「御陵と日本人の1600年をたどる旅」を提案します。陵墓を単なる「古墳時代の巨大王墓」ではなく、我が国の黎明期から現代にまで一貫する万世一系の皇統を体現する聖地ととらえ、国内外からの訪問者に我が国の悠久の歴史を体感してもらい、周辺陵墓への参拝・巡拝を促す施設とします。

は-2. 来館者想定について

すでに皇室陵墓への崇敬心を持って参拝に訪れる層には、その水準に見合うとともに、さらなる学習・研鑽をすすめる拠点となる施設とします。また、いわゆる「古墳ファン」や古代史・考古学爱好者など、陵墓への関心は高くても崇敬心の薄い層には、単なる「古墳」ではない陵墓の歴史・文化・精神を学習し、陵墓への崇敬の念を養うきっかけを提供します。また、陵墓にも「古墳」にも歴史にも関心の薄い層には、我が国の悠久の歴史に目を向けるきっかけを提供する施設とします。また、児童・生徒に対しては、皇室陵墓を知ることを通じて、国や郷土を愛し、皇室を崇敬する心を養う教育的効果を持つ施設とします。また、国外からの訪問者には、世界最古の王朝である皇室を戴く世界最古の国・日本への興味に応える施設とします。

は-3. 開館形態について

入場を無料とすることは適切であると考えます。また百舌鳥耳原中陵(仁徳天皇陵)の徒歩での周回は、特に高年齢層にとって身体的負担が小さくないことに留意し、屋内外に長時間座って休憩することのできるベンチ・椅子等を多めに配置することが適当と考えます。夏期の水分補給および空き缶等のゴミを削減する観点から、水飲み場(屋内なら冷水機)の設置も望ましいものと考えます。

は-4. 周辺との連携について

(1) 尊像

JR 百舌鳥駅前に仁徳天皇尊像を、JR 上野芝駅前に履中天皇尊像を、南海堺東駅前に反正天皇尊像を建立します。

(2) 御事績案内板

百舌鳥耳原中陵(仁徳天皇陵)
正面拝所前または大仙公園内
に、仁徳天皇の御事績として知ら
れる「民のかまど」の逸話を紹介す
る案内板を設置します。また、現
在は「古墳」としての展示のみしか
されていない堺市役所高層館21
階展望ロビーにも、「民のかまど」
逸話をはじめとする仁徳天皇・履
中天皇・反正天皇の御事績を紹
介するパネルを設置します。



昭和戦前期の履中天皇百舌鳥耳原南陵(『聖光録』昭和十五年:筆者蔵)

(3) 御製碑・御歌碑

現在、百舌鳥耳原中陵(仁徳天皇陵)西側に、犬養孝博士揮毫による仁徳天皇后磐之媛命御歌碑が建立されていますが、百舌鳥三陵拝所附近や周回路沿いに御製碑・御歌碑をさらに建立し、国文学愛好者層の巡拝・周回を促します。



百舌鳥八幡宮:筆者撮影

に 展示

に-1. 基本的考え方

堺市策定の「(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画(案)」が提示する展示計画は、いわゆる「百舌鳥・古市古墳群」のユネスコ世界文化遺産登録活動と軌を一にし、「古墳群」の価値を「古墳時代」という【限定された時代】における、「巨大王墓」という【限定された文化的事実】のみに認め、創建期以降の各時代においても祭祀・崇敬の対象とされ、現代においても皇室祭祀が実施されている【生きた聖地】としての豊かな文化史的・精神史的価値を全面的に無視した、きわめて不適当・不充分・不敬なものであると言わざるを得ません。本書面では、「御陵と日本人の1600年をたどる旅」を基本理念とする「ごりょう館(仮称)」としての展示計画を対案として提示します。

に-2. 展示計画

(1) 陵墓の概要

- 山形県から鹿児島県にいたる全国460箇所の宮内庁治定皇室陵墓の分布。
- 陵墓の変遷…古代高塚式陵墓にはじまり、薄葬・堂宇・石塔等の形式を経て高塚式への回帰にいたる変遷史。
- 特徴的・代表的陵墓として、神代三陵(鹿児島県)・畠傍山東北陵(神武天皇陵:奈良県)・百舌鳥耳原中陵(仁徳天皇陵:大阪府)・安樂寿院南陵(近衛天皇陵:京都府)・深草北陵(深草十二帝陵:京都府)・月輪陵後月輪陵(京都府)・武蔵野陵(昭和天皇陵:東京都)等を紹介。
- 古代高塚式陵墓の規模・形式・変遷…堺市策定「(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画(案)」の展示計画の一部を生かします。
- 百舌鳥耳原中陵(仁徳天皇陵)の築造…堺市策定「(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画(案)」の展示計画の一部を生かします。
- 古代百舌鳥野のすがた…堺市策定「(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画(案)」の展示計画の一部を生かします。



近衛天皇安樂寿院南陵:筆者撮影

(2) 仁徳天皇

- 『日本書紀』卷第十一・『古事記』下つ巻を基本史料とし、その他の史料も参考に仁徳天皇の御事績・説話・伝承を紹介。
- 菟道稚郎子尊との皇位互譲
- 百舌鳥耳原の地名起源
- 民のかまど
- 堀江の開削・池や堤の築造・灌漑・田地の開墾などの土木事業
- 雁の卵
- 枯野
- 山陵記事(『日本書紀』・『古事記』・『延喜式』)
- 仁徳天皇を祭神とする高津宮(大阪市)・東高津宮(同)・難波神社(同)
- まぼろしの「難波神宮」…明治三十二年の仁徳天皇千五百年式年祭に創建が計画された「難波神宮」について。

(3) 履中天皇

- 『日本書紀』卷第十二・『古事記』下つ巻を基本史料とし、その他の史料も参考に履中天皇の御事績・説話・伝承を紹介。
- 住吉仲皇子の乱
- 山陵記事(『日本書紀』・『古事記』・『延喜式』)
- 履中天皇を祭神とする稚桜神社(桜井市)

(4) 反正天皇

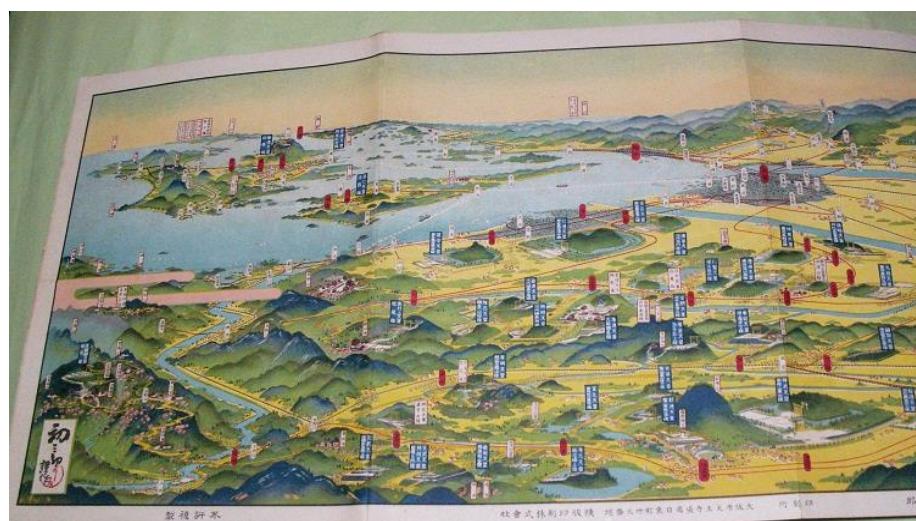
- 『日本書紀』卷第十二・『古事記』下つ巻を基本史料とし、その他の史料も参考に反正天皇の御事績・説話・伝承を紹介。
- 山陵記事(『日本書紀』・『古事記』・『延喜式』)
- 「歯の神さま」としての信仰
- 反正天皇を祭神とする柴籬神社(松原市)

(4) 陵墓の祭祀

- 古代高塚式陵墓における葬送儀礼...堺市策定「(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画(案)」の展示計画の一部を生かします。
- 『延喜式』卷第二十一「諸陵寮」
- 「荷前の幣」律令期～南北朝期
- 寺院と陵墓...佛教による陵墓祭祀について
- 百舌鳥八幡宮と百舌鳥陵墓参考地
- 誉田八幡宮と惠我藻伏崗陵(応神天皇陵)
- 近代以降の式年祭・正辰祭

(5) 描かれた陵墓

- 近世...『堺大絵図』・『舳松領絵図』・『諸陵周垣成就記』・『和泉名所図会』・『文久山陵図』・『聖蹟図志』等
- 近代...吉田初三郎『歴代御陵巡拝図絵』・戦前絵葉書にみる陵墓等



吉田初三郎『歴代御陵巡拝図絵』(部分)昭和三年:筆者蔵

(6) 陵墓修復に尽力した人々

- 近世…徳川光圀・細井知慎・松下見林・本居宣長・蒲生君平・北浦定政・平塚瓢斎(津久井清影)・徳川斉昭・戸田忠至等
- 近代…谷森善臣・税所篤(堺県知事・県令)等



戦前絵葉書・明治天皇伏見桃山陵:筆者蔵

(7) 近代の「皇陵巡拝」

- 鉄道網の発達と皇陵巡拝
- 伏見桃山陵(明治天皇陵)造営に伴う皇陵巡拝の盛行
- 自動車の登場と皇陵巡拝…大阪毎日新聞社の企画「皇陵早周り」等
- 大阪皇陵巡拝会と大阪皇陵巡拝会碑
- 「御陵印」の蒐集
- 紀元二千六百年に伴う皇陵巡拝の盛行



大阪皇陵巡拝会碑:筆者撮影



歴代天皇陵御陵印集印掛軸(部分)昭和戦後期:筆者蔵

(8) 現代の陵墓

- 歴代天皇陵全てを写真パネルで紹介。
- 仁徳天皇千六百年式年祭山陵の儀(平成十一年二月八日)のパネル紹介。
- 履中天皇千六百年式年祭山陵の儀(平成十七年四月三十日)のパネル紹介。
- 反正天皇千六百年式年祭山陵の儀(平成二十二年二月十三日)のパネル紹介。
- 応神天皇千七百年式年祭山陵の儀(平成二十二年四月一日)のパネル紹介。
- 百舌鳥耳原中陵(仁徳天皇陵)周辺の清掃ボランティア活動の様子等を紹介。



反正天皇千六百年式年祭山陵の儀(平成二十二年二月十三日):筆者撮影

ほ 筆者

(略)